

# 「働く」時間、 どうしたい？

労働時間は法律で「1日8時間、週40時間」\*までと決まっています。では、それ以上働いている人がたくさんいるのはなぜでしょうか？「ワークルール」を知り、現状と照らし合わせることで置かれた状況ややりたい自分が見えてくるかもしれません。理想の働き方に近づくために、「時間」を切り口にして、考えてみませんか？ \*法定労働時間

マンガ：汐街コナ

## 36(サブロク)協定

労働者と使用者で結ぶ「時間外・休日労働に関する協定」のこと。法定労働時間を超えた労働や法定休日労働させる場合には、あらかじめ書面による協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出ることが必要。



## 時間外労働の 上限規制

以前は36協定の締結があれば時間外労働に上限がなかったが、2019年4月から原則月45時間・年360時間の時間外労働の上限規制が罰則付きで導入。臨時的な特別な事情がある場合にも、上回ることができない上限が別途設けられた。

## 勤務間 インターバル制度

1日の勤務終了後、翌日の出社までに一定以上の休息時間（原則11時間）を確保する仕組み。労働者の十分な生活時間や睡眠時間を確保するため、同制度導入に向けた事業主の努力義務が2019年4月から規定された。

2019年4月～

### 「働き方改革関連法」 順次施行

長時間労働の是正、  
多様で柔軟な働き方などを  
実現するために、  
この法律で8本の  
労働関係法令の改正が定められ、  
主に右のような制度が導入された。

- 1 罰則付きの時間外労働の上限規制の導入  
無制限に残業させることができる現在の法律を改め、残業時間に上限が設けられた。
- 2 年次有給休暇の確実な取得  
年次有給休暇が10日以上労働者に対し、そのうち5日を企業が時季を指定して確実に取得できるよう義務づけ。
- 3 雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇の実現  
「パートだから」「契約だから」という理由で同じ職場内で生じる、不合理な待遇差を禁止。

70年ぶりの大きな改正!  
新たに  
「勤務間インターバル」の  
努力義務化なども  
加わったよ

育休制度を入れる  
企業が増えたから  
なんだって

むかしは土曜日も  
学校が  
あったんだね

### 2008年 改正労働基準法 制定

年次有給休暇の時間  
単位の取得、月60時  
間以上の時間外労働  
の賃金増率を25%  
から、50%へ引き上  
げることなどが定め  
られた。

### 2002年

公立学校に週5日制  
導入。

### 1995年

育児・  
介護休業法制定  
育児休業法が改正さ  
れ、代わりに介護休  
業制度が加わった育  
児・介護休業法が制  
定された。

### 1992年

国家公務員が完全週  
休2日制となる。

### 1991年

育児休業法制定  
それまで対象を女性  
に限定し、使用者の  
努力義務とされていた  
育児に関する休業  
制度が、単独の法律  
となり、男女ともに  
取得できるようにな  
った。

### 1987年

労働基準法改正  
法定労働時間が原則  
週40時間と定められ  
る(適用は段階的)。  
またフレックスタイ  
ム制を導入できるよ  
うになり、年次有給  
休暇の最低付与日数  
が6日から10日に  
引き上げられた。さ  
らにこの年は、当時  
年間2100時間を超  
えていた総労働時間  
を1800時間(週休2  
日、1日7.5時間労働)  
にする目標が示され  
た。

### 1985年

#### 男女雇用機会 均等法制定

職場における男女の  
差別を禁止し、募集  
・採用・配置・昇進  
などの際に男女とも  
平等に扱うことを定  
めると共に、女性労  
働者の結婚・妊娠・  
出産を理由とした不  
利益な待遇を禁止し  
た。1997年の改正  
では、女性のみにも  
適用されていた残業  
、休日労働、深夜労働の  
制限が撤廃された。

### 1965年

松下電器産業(現・  
パナソニック)にお  
いて日本で初めて週  
休2日制が導入され  
る。

### 1947年

#### 労働基準法制定

全産業に対して労働  
者の性別に関わらず  
「1日8時間・週48時  
間(週休2日)」の法  
定労働時間が定めら  
れた。これにより、  
時間外労働や休日出  
勤は予め労働者と使  
用者が協定を結び、  
届け出ることが義務  
づけられた。

### 1920年

#### 第1回 メーデー開催

日本における第1回  
メーデーが東京・上  
野公園で開かれた。  
第二次世界大戦中は  
政府により禁止され  
たが、戦後、労働組  
合の活動再開ととも  
に再び開かれるよう  
になった。毎年全国  
で開催されており、  
2019年で90回目を迎  
える。

### 1919年

川崎造船所(現・川  
崎重工)で給与アッ  
プなどを求めた労働  
者のサボタージュ  
により、結果として  
8時間労働制を勝ち  
取り、話題となった。

### 1911年

工場法制定  
15歳未満の者と女性  
を対象に、それまで  
法的規制のなかった  
労働時間を1日12時  
間までとした。

日本は  
100年も遅れて  
いるんだね……

日本の動き

特集 「働く」時間、どうしたい?

# 「労働時間」 規制のあゆみ

今年4月に「働き方改革関連法」が施行され、  
「働く」時間に関わる制度が大きく変わります。  
そもそも、労働時間はどのようにして定められてきたのでしょうか?  
ここでは、産業革命から始まる「労働時間」に関する制度の  
変遷を振り返ってみましょう。



日本初のメーデー



2019

2000

1975

1950

1915

1911

1875

1850

1825

1802

### 2002年

#### 週35時間労働の 法制化

フランスで法定労働  
時間の原則を週35時  
間または年1607時間  
に規定。これにより  
1日7時間労働週休2  
日、週39時間労働で  
月2日の有給休暇な  
どが認められている。

### 1993年

#### 勤務間 インターバル 制度を指令

EUが1日の休息時間  
を11時間とする法整  
備を加盟国に求めた。

### 1935年

#### 週40時間制採択

ILOで週の労働時間  
の40時間制条約が採  
択された。

### \*ILOとは?

国際労働機関(International Labour Organization)。1919年に設立された労働条件と生活水準の改善を目的とする国連の専門機関。国連機関の中で唯一、政府・使用者・労働者の代表からなる三者構成の原則をとっている。

### 1919年

#### 国際労働機関 (ILO)発足

「労働時間を1日8時  
間、1週48時間に制  
限する」という第1  
号条約が採択された。  
※日本はこの1号条約  
をはじめ、労働時間  
に関するILO条約に批准  
していない。

### 1917年

#### 8時間労働の 法制化

1日8時間労働がロ  
シアで初めて法制化  
される。

### 1886年

#### メーデーの起源

5月1日、アメリカの  
労働者が8時間労働  
制を求めてゼネスト  
に立ち上がる。

### 1868年

#### アメリカの官営事業 所で8時間労働制が 導入される。

### 1847年

#### (新)工場法制定

イギリスで労働者による  
チャーチスト運動を経た  
のち、繊維工場などにお  
ける年少者と女性労働  
者の1日の労働時間を  
10時間までとする(新)  
工場法制定。

### 1817年

#### 8時間労働の 起源

イギリスの実業家であ  
るロバート・オウエ  
ンが「8時間労働」  
を初めて提唱。

### 1802年

イギリスで労働時間  
規制のはじまりと言  
われる徒弟の健康お  
よび道徳に関する条  
例制定。徒弟の1日  
の労働時間を12時  
間までに制限した。

世界の動き

1850年代のオーストラリアでの労働運動の様子。「8  
時間は労働に、8時間は休息に、そしてあとの8時間  
はわれわれの自由に」という旗を掲げている。



求人票に「週休2日制」と書いてあったら、  
1週間のうち必ず2日休める。  
A. 休める  
B. 休めない

A1. 1か月の間に週2日の休みがある週が一度以上あるのが「週休2日制」。  
B 毎週必ず週2日休める場合は「完全週休2日制」と記載される。



### アイスランド

世界初の男女賃金格差を禁じる法律を制定

男女平等ランキングで世界1位のアイスランド。世界初の男女の賃金格差に対する罰則付きの規制を定めた。EUではパートタイムとフルタイム労働者への平等な待遇が義務付けられており、同国の男性の育休取得率は7割以上。



### フランス

自分の年休を職場の同僚に寄付できる

障害や病気を抱える20歳以下の子を持つ従業員に対して、職場の同僚が自分の年休を寄付できるマティス法がある。小児ガンで闘病していたマティス君の父親に同僚たちが年休を寄付したことがきっかけで法制化された。



### ドイツ

残業時間を貯めて有給休暇にできる労働時間口座制度

1日10時間を超える労働が法律で禁止されているドイツでは、残業時間を銀行口座のように貯めておくことができる。これを「労働時間口座」と言い、労働者全体の6割に普及している。



### ルワンダ

男女平等ランキングで世界6位※1

ルワンダは憲法で男女平等の達成を定めている。国会議員の一定割合以上を女性とするクォーター制が導入されており、2018年時点でその数は全体の6割を超える。女性の労働参加率も男性を上回り、管理職比率も4割以上。



### オランダ

ワークシェアリングによる短時間勤務が定着

オランダでは不況下での失業問題解決のため「同一労働同一賃金」の原則に基づくワークシェアリングが制度化された。パートとフルタイムで同じ時給を得られ、短い勤務時間でも十分な収入が得られるため、雇用を分け合える。

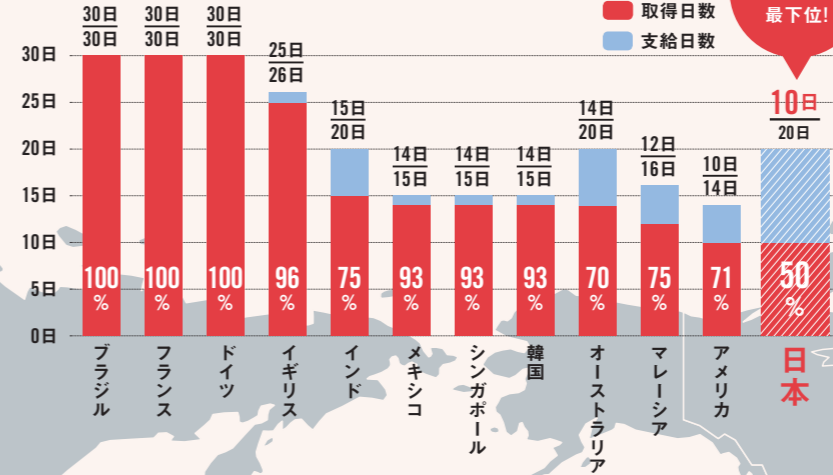


### スウェーデン

両親で480日の育児休暇が取得できる

子どもが8歳になるまで両親で480日の有給育児休暇が取得でき(ひとり親でも480日)、期間中390日は休暇前の給与の80%が保障される。このうち60~90日は両親間で譲り合うことができないため、父親の育休取得も進んでいる。

世界各国の有給休暇取得率(2018年) 出典: Expedia.co.jp



比較国中3年連続最下位!



### アメリカ

休み中の仕事メールの禁止を審議中

ニューヨーク市議会では、労働者が勤務時間外や休日に仕事の電話やメールへの対応を拒否できる、「つながりない権利」の条例案の審議が進んでいる。すでにフランスとイタリアでは法制化され、世界的な流れになっている。

iceland



特集 「働く」時間、どうしたい?

比較してみよう!

# 働き方、世界のいろいろ

世界を見渡してみると、「働き方」の考えもさまざまです。働き方が多様化する中、日本の常識は世界でどう位置づけられるのか? 年次有給休暇(年休)をはじめ、いくつかの具体的な事例を見ていきましょう。

病欠休暇は他の国でもあるみたいだよ



14連休もとれるんだねえ



### シンガポール

年休とは別に、病欠休暇がとれる

労働者は、年休のほかに、1年に14日(入院を要する場合は60日)の病欠休暇(シクリーブ)を取る権利が法律で保障されている。通常風邪などによる病欠には、この病欠休暇を使って有給で休むことができる。



### ベトナム

時間外労働手当は50~200%増

家族との時間を大切にするとされるベトナムでは、8時ごろ出社し、17時ごろ定時帰宅することが一般的(所定週労働時間は週48時間、週休1日)。残業に対しては厳しい規制が設けられ、国を挙げて時間外労働を抑制している。



### オーストラリア

一般的な大卒の初任給は手取りにして約40万円

最低賃金の世界比較では常にトップクラスだが、同時に物価が高い。背景として人件費の高さがあり、時間外労働手当は、土曜に出勤した場合は25%増、日曜は20時まで50%増、20時以降は75%増、祝日は2倍となる。



### ブラジル

年休は30日、取得率は100%

「ブラジル・コスト」と言われるほど労働者に有利なことで知られるブラジルの労働法。毎年取得できる年休は30日と法律で定められている。分割して取得する場合でも1回は連続14日を下ってはいけないと規定されている。

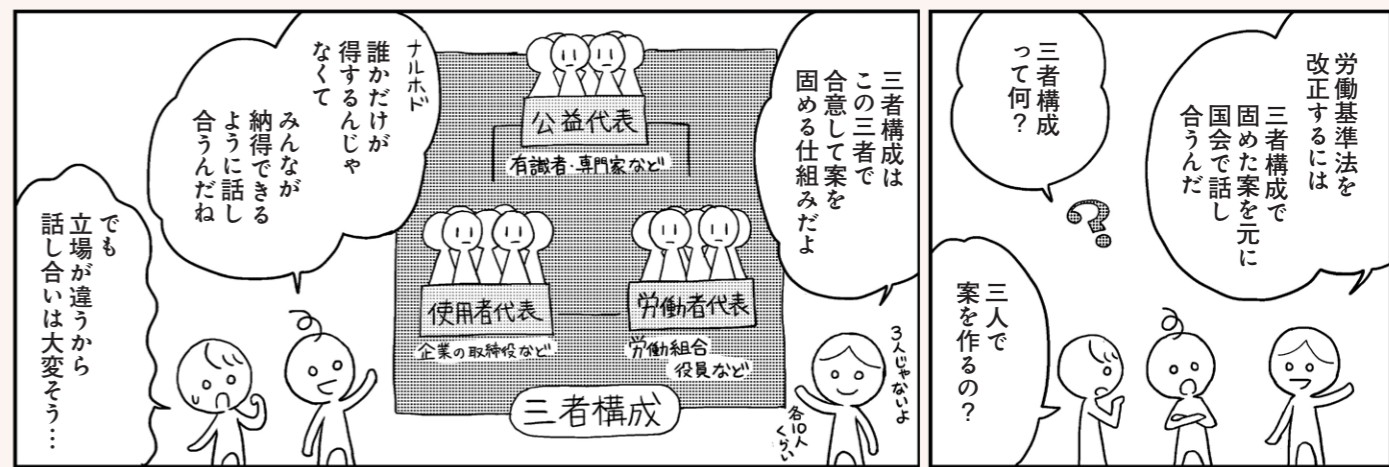
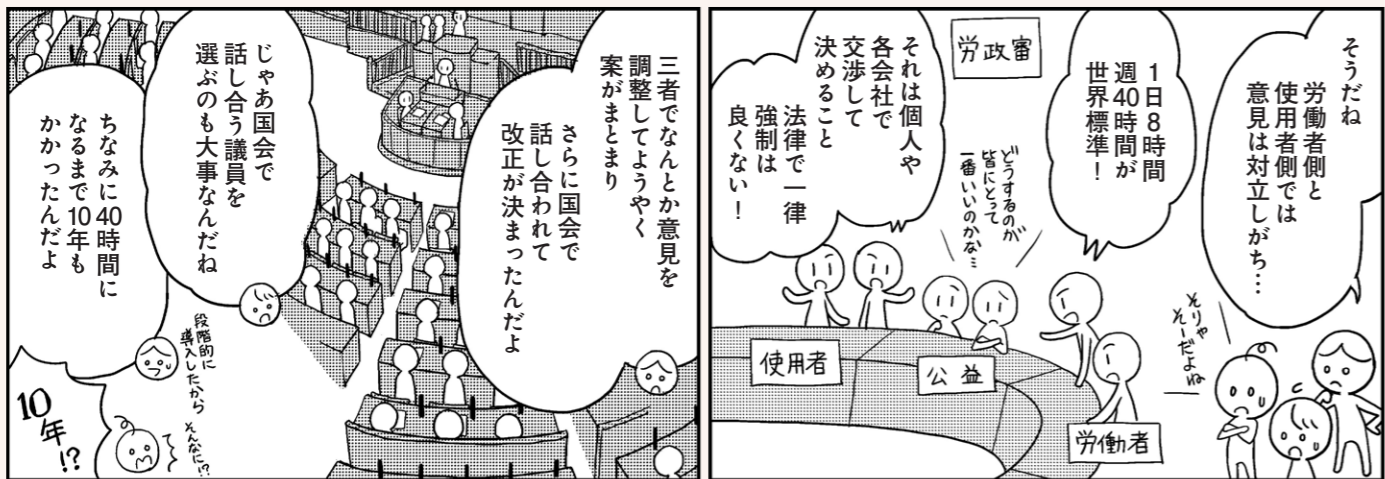
A2. 働く日や時間は、労働者と使用者の合意で決まる。労働者の希望を無視したシフトを使用者が決定することは、労働契約の内容によっては契約違反となる可能性がある。

※1 Global Gender Gap Report 2018 (世界経済フォーラム)

Q2 「大学のゼミがあるので水曜はシフトを入れないでほしい」と伝えていたのに入れられていた。この場合も、アルバイト先の指示に従わなければならない? A. 従わなくてもいい B. 従わなければならない

# マンガで読む ワークルールができるまで

マンガ：汐街コナ



## 労働時間の短縮

産業革命期、工場での長時間労働が社会問題化し、労働時間に関する法整備が進んだ。日本では1911年制定の工場法で15歳未満の者と女性の労働時間を1日12時間と初めて規定した。その後1947年の労働基準法制定で法定労働時間を1日8時間、週48時間とした。1987年には週労働時間を40時間に改正し、1997年にはほぼすべての業種で適用となった。

## 三者構成

労働現場のルールは現場を熟知した当事者である労使が参加して決めることが重要。そのため、三者構成によって、労使が対等な立場で政策を検討する。世界では「政労使（政府・労働者・使用者）」の三者で構成。公益使（公益・労働者・使用者）の三者で構成。公益委員は有識者などから選ばれる。労使の利害を調整するだけでなく、公的見地からの発言によって意見をまとめる。

## 労働政策審議会

厚生労働省に設置される審議会の一つ。厚生労働大臣等の諮問に応じて、労働政策に関する調査審議を行い、厚生労働大臣等に意見を述べる事ができる。公益・労働者・使用者の代表各10名、計30名による三者構成からなる。略称は「労政審」。

## 労働組合

労働者が団結して、賃金や労働時間などの労働条件を改善するためにつくる団体。労働条件、職場環境、雇用問題など、一人ひとりが会社に要求しても、なかなか改善されないことが多いが、労働組合があれば、職場の問題を経営側と対等な立場で交渉することができる。これは憲法で保障された権利である。また、経営側にとっても、働きやすい職場になると働く人の意欲が向上し、業績も上がり、また働く人の考えや改善に向けた提案や生の声を把握できるなど、メリットが多くある。

特集 「働く」時間、どうしたい？

## インタビューで考える

# よりよく働くための処方箋

「働く」ことの価値ってなんだろう？



ワークルールを知ることは「働く」を考える第一歩。でも、「知る」だけでは社会は変えられません。私たちの働き方を見直し、決めていく上でのヒントを2人の方に伺いました。

## 1 経済学者の立場から

### 労働の価値を正當に評価し 社会全体で 合理的な働き方を

神戸国際大学教授

中村智彦(なかむら・ともひこ)

上智大学卒業後、民間企業、大阪府立産業開発研究所国際調査室研究員を経て、2000年に名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程修了。企業経営者や自治体へのアドバイス、プロジェクトの運営を担当している。



店舗の24時間営業や正月営業は、「行き過ぎたおもてなし」だと思います。今では当たり前前に思われていますが、長い歴史があるわけではありません。私の若い頃は、お正月もお盆も電車はガラガラで、事務所においても電話一本かかってこなかった。昼食を取るうにも、開いているお店を探せなかったぐらいです。営業時間が延びたのは1990年代前半、バブルがはじ

けて景気が悪化し、売上が減り始めた頃です。他店が20時閉店の中、21時まで開ければ売上は増えます。すると競合店は22時まで、とエスカレーターする。

さらにここ数十年は、条件が悪くても人材が確保できる時代でした。低賃金でも働く人がいるから、経営者側は行き過ぎたおもてなしが可能だった。収益を考えたらやめる判断もできたはずですが、でも、

少しでも売上が増えるなら、と続けてきた。過労死や自死など痛ましい事件が続く中、経営者も労働者も立ち止まって考える時期にきています。

問題の根本は、労働の価値を正當に評価してこなかったことではないでしょうか。特に目に見えないものの価値は分かりにくいものです。海外では、「チップを渡す」という労働に対して評価する習慣があります。「サービス」という

言葉には、本来「無料」の意味はありません。でも、日本人は「サービスしておくよ」と言われたら無料だと考えます。本来の勤務時間外の労働を求めるなら、その対価を支払うのも当然のことです。だから、外資系企業では、部下の残業時間が多いとマネジメント能力不足と見なされ、管理職の評価が下がるのです。ただし、営業時間を短縮して売上が減れば、賃金も減るなど複雑な問題も生じます。どう合理化して無駄をなくしていくか、会社全体で取り組まないといけない。経営者だけでなく労働者も含め、利益率を上げるアイデアを出す必要があります。今が働き方を見直し、社会全体が変わるチャンスではないでしょうか。

## 2 過労死遺族の立場から

### 責任のバトンをつないで 誰もが働きやすい社会を

全国過労死を考える家族の会 公務災害担当

工藤祥子(くどう・さちこ)

神奈川県過労死等を考える家族の会代表。2007年に中学校教員だった夫を過労死で亡くし、5年以上かけて、公務災害認定を得た。認定後も過労死防止のため、講演活動、ワークルール教育などに取り組む。



す。

私が所属する「全国過労死を考える家族の会」では過労死防止の法制定に向けて、署名集めや国会議員に訴える活動をしてきました。手分けして議員の部屋を訪ねるので、最初は門前払い。繰り返し訪ねるうち、秘書の方と関係ができ、資料を受け取ってくれたり、話を聞いてくれたりするようになりました。そうした動きの中、2014年に過労死等防止対策推進法が制定されました。国が毎年、「過労死防止白書」をまとめることが定められ、過労死防止や遺児支援の活動を継続する財政的な基盤もできたので

法制定を受けて、学校のワークルール教育の授業で話す機会が増えたのですが、社会を変えられるのは特別な人だけで、自分にはできないと感じています。でも、一人でも声を上げることはできるし、そうすることで仲間が増え、国を動かすこともできるのです。

労働とは、生きることを楽しむために働くことだと思っただけです。どんなに楽しい仕事でも、死んでしまったら意味がありません。仕事が苦しくなったら、休む、辞める勇氣を持ってもらいたい。それは

決しておかしいことではありません。

中には、「もっと働きたい」と思う方もいるでしょう。でも、好きなことだからと言っても、やりすぎは弊害になります。人間は長時間起きていないと、思考力がアルコール摂取時と同程度まで落ちるといふ報告もあります。健康を保つには睡眠は大事ですよ。

最近、家族の会には、お子さんを亡くした親が増えていきます。若年層の過労死や過労自死が増えているからです。その原因の一つが、上司や同僚からのハラスメントです。目覚まし時計を買った日の夜

中に自死してしまう。翌朝、起きようと思って購入しているはずなのに、です。うつ病を発症すると、正常な判断ができなくなってしまう。こうした状況に陥る手前くらい止めることがとても大事です。少しでも気になる点があれば、声をかけ合ったり、話をしたりする。そういう職場の雰囲気があれば、本人からのSOSがなくても、周囲が気づき、助けられるはずなんです。私は、声を上げることは未来の子どもたちへの責任だと思ひ、活動を続けています。そうしてバトンをつないだ先に、誰もが働きやすい社会をつくることできるはずなんです。

みんながイキイキと働ける社会に

